

# 外地における軍事援護体制の形成と展開

——日中戦争開戦後の台湾を中心として——

長瀬大樹

- 序
- 第一節 外地台湾における軍事援護体制の形成と変容
- 第二節 台北市における軍事援護団体
- 第三節 「官署・企業単位の軍事援護団体」 台湾総督府専売局応召軍人後援会を事例として
- 結

## 序

本論は台湾における日中戦争勃発以後、すなわち総力戦下の軍事援護体制の構築とその活動について考察するものである。この考察を通じて、従来の軍事援護体制研究の中で欠落してきた、外地における軍事援護体制を解明することが、本論の主たる目的である。

さて、従来の内地における軍事援護体制の研究は、社会福祉政策史的研究が先行してきた。<sup>1)</sup>その後、歴史学の分野において、軍事援護体制に関する研究の蓄積が行われることとなった。本論で考察の対象とした、総力戦下、すなわち日中戦争から終戦までの期間を対象とした研究としては次のようなものがある。

例えば、佐賀朝氏の銃後奉公会の研究は、国家による国民統治の観点から軍事援護体制を分析し、以下の三点を明らかにした。すなわち、第一に総力戦体制下の帝国日本は、国家による軍事援護体制を「軍事扶助法」によって道府県市町村という地域に補完させ、地方を国策遂行のための基盤として組み込んでいったこと、第二に、その地域による軍事援護が、建前として存在した「隣保相扶」を形骸化させていったこと、第三に、銃後奉公会が地域社会による抑圧・監視の機能を持ち、国家による国民統治の手段としての機能を有したこと、である。<sup>2)</sup>

また、一ノ瀬俊也氏の研究においては、精神的援護に着目して、佐賀氏の指摘された銃後奉公会とその下部組織の抑圧・監視がより広範に存在したことを明らかにした上で、徴兵制を支える、「サブ・システム」の一つとして位置付けている。<sup>3)</sup>

郡司淳氏は、この総力戦下の軍事援護は、「隣保相扶」の最終形態としての、「国民の隣保相扶」であるとした。内務省はかねてより近世以来の「相互扶助」の構造を解体、再編し、新たに「隣保相扶」の構築を目指してきた。

しかし、総力戦下における軍事援護は、最終的には「地域住民の相互不信にもとづく規制」という手法によってのみでしか、「隣保相扶」の構築を目指すことができず、結果として、その構築にすら失敗していったことを明らかにした。<sup>4)</sup>

以上のように、内地における軍事援護体制の研究は、近年、特に進展してきたといえる。しかし、外地に目を向けてみると、軍事援護体制に関する研究はほとんどないに等しい。わずかな事例として、在郷軍人会や愛国婦人会といった、軍隊・戦争を支援する様々な活動を行い、その一環として軍事援護活動を行った団体に関する研究として、主に朝鮮総督府管内における各種団体を事例とした研究は存在する。<sup>5)</sup> しかし、内地でいう道府県、あるいは(郡)市町村の単位で設立された徴兵慰労会・尚武会・銃後奉公会といった各種の軍事援護団体に相当するような、外地における「地域単位の軍事援護団体」に関する研究は行われてきていない。

同様に、外地における徴兵制度研究においても、台湾人(漢民族・原住民族)や朝鮮人が、各種軍役・軍夫・志願兵・徴兵といった形で軍隊へと動員されていく過程の研究や<sup>7)</sup>、いわゆる「植民地戦争」論に代表される、植民地の防衛・治安維持と、抵抗運動を鎮圧する役割を担うシステムとしての徴兵制研究が先行してきた。<sup>8)</sup> その一方で、外地における内地人に対する徴兵制度の適用に関する研究は行われてこなかった。

以上のように、軍事援護体制あるいは徴兵制に関する研究は、これまで内地を領域とした研究のみが行われてきた。その理由としては、第一に、資料的制約の問題があるが、第二に、「一國史的発展段階説」に依拠していたという、戦後歴史学研究の限界があつたのではなからうか。<sup>9)</sup>

しかしながら、日本近代国家の成立を植民地領有国家<sup>10)</sup>「植民地帝国」の成立として把握する法制史の研究もあるように、日本近代国家<sup>10)</sup>「植民地帝国」であるとすれば、日本近代国家における軍事援護体制の形成と展開を解明するに

は、外地に植民地における軍事援護体制の形成と展開の過程を明らかにもすることが、必要不可欠であるといえる。本論で考察の対象とする台湾は、領有以降、内地人が台湾に渡ったとはいえ内地人が圧倒的少数の地域である。この状況では、台湾に居住する内地人が兵役の義務を負う環境のなかでも、台湾の地方行政組織での「地域単位の軍事援護団体」が成立し得ない状況であったことは言うまでもない。というのも、日本近代国家においては、内地を前提とした本籍地徴集主義が徴兵制の根幹をなしていたからである。すなわち、本籍地から徴集する事により、地域的結果関係を軍隊に組み込ませ、軍隊の質を確保する事を目指していたのであった。<sup>11)</sup> それゆえ本籍地「地域単位での軍事援護団体を採用しうる地盤が存在した。一方で、外地では、内地人と植民地人は戸籍が分離されており、外地において、内地と同様本籍地徴集主義を採用することは不可能であったからである。したがって、外地における軍事援護団体の構築を目指すためには、地域単位とは別の基盤に依存せざるをえない。筆者は、後述の台湾における内地人は、「給与所得者」が大多数を占めていたという状況から、その基盤が職場単位(以下、「官署・企業単位」と称する)におかれたのではないかという仮説を立てた。そこで本論では、台湾における「官署・企業単位」での軍事援護団体に着目し、その代表例として、「台湾総督府専売局応召軍人後援会」(以下「専売局応召軍人後援会」と呼称)を考察の対象とする。

日中戦争期の台湾総督府本府に属する部局では、この「専売局応召軍人後援会」や、台湾総督府鉄道を運営した交通局鉄道部の「台湾総督府交通局鉄道部応召軍人後援会」や、通信郵政を担当した交通局通信部の「台湾総督府交通局通信部応召軍人後援会」などの軍事援護団体が設立された。<sup>12)</sup> 特に、専売局・交通局鉄道部・交通局通信部の組織は、専売・鉄道・郵便といった現業を掌る機関であり、例えば鉄道部であれば乗務員・駅員・整備士、郵便であれば集配人や電信手、専売局であれば工場の工員といった職種で多数の人員を抱えていた。

鉄道部の「応召軍人後援会」は、「官署・企業単位」での軍事援護団体のうち、台湾総督府本府の部局に属する組織では最大の軍事援護団体であった<sup>13)</sup>。しかしながら、「台湾総督府鉄道部応召軍人後援会」には資料的制約があるため、本論では台湾総督府における「官署・企業単位」の軍事援護団体をみるため、「専売局応召軍人後援会」を事例としていきたい。その理由は、台湾総督府が内地から財政的独立を果たす上で、重要な役割を担った機関(第三節を参照されたい)が専売局であり、台湾総督府にとって、重要な機関の一つであったこと、「専売局応召軍人後援会」に関する資料が比較的残存(同じく第三節を参照されたい)していることである。

本論では、以上のような問題意識から、以下の構成で考察をすすめる。まず第一節では、盧溝橋事件に端を発する日中戦争において、台湾居住の内地人が召集されるなかで、台湾における軍事援護体制の形成を概観して、戦争の長期化による軍事援護体制の変容を明らかにしていく。ここでは、台湾の「地域単位の軍事援護団体」と、その統制・統合の経緯を明らかにする。第二節では、台湾における「地域単位の軍事援護団体」の代表例として、「島都」である台北市において設立された台北市出征軍人後援会の実態を解明する。第三節では、台湾総督府専売局により設立された「専売局応召軍人後援会」の分析を中心として、「官署・企業単位の軍事援護団体」の実態を解明するとともに、かかる団体の果たした意義・役割について検討していく。

以上の構成から、本論では、帝国日本の外地における軍事援護体制の形成と展開の過程を、日中戦争下の台湾を事例として、明らかにしていくことにする。

## 第一節 外地台湾における軍事援護体制の形成と変容

### 一、日中戦争の勃発と軍事援護体制の整備

本論では、台北市や専売局による軍事援護の実態を考察するが、本節ではその前提として、まず日中戦争勃発後、急速に整備されていく各種の軍事援護団体が設立されるに至る経緯を概観したい。

一八九五(明治二八)年の領台以来、台湾における軍事援護は日中戦争が勃発するまでほとんど行われてこなかったと考えられる。<sup>(14)</sup> というのは、次のような状況が存在したからである。すなわち、一九三八(昭和一三)年時点の総督府の認識では「従来本島に於ける軍事援護事業はその対象たる被扶助者が極めて少な」く、「昭和十一年度における軍事救護法による扶助対象も扶助戸数僅かに十二戸、員数三十六人、扶助年額二、三五〇円に過ぎない」<sup>(15)</sup> 状況であった。また、「軍事扶助法の施行された昭和十二年七月における扶助状況を見るに扶助戸数六戸、員数十六人、扶助月額二二〇円という誠に寥々たる有様」<sup>(17)</sup> であった。台湾の軍事援護団体としては帝国軍人後援会台湾支会が存在したが、「法に依る扶助が是の如き状態であつたから、団体の事業として活動するの余地は殆んど無」<sup>(18)</sup> いという状況であつた。

このように、台湾で軍事援護が行われなかつた理由は、台湾に居住する内地人の絶対数が少なかつたこともあるが、彼ら台湾に居住する内地人の社会状況の特徴として、給与生活者が多かつたことにあると考えられる。台湾に居住する内地人は、「官公衛自治団体、銀行、会社、大商店、工場などにおける職員あるいは被傭者」<sup>(19)</sup> といった、いわばサラリーマンが多かつたのである。彼らが徴兵され、軍隊に「入営する場合は、概ね休職となる」ものの、

「本人の応召しある期間、従前の給与の全額若しくはその何割かを支給」<sup>(20)</sup>されることとなっていた。例えば、第三節でとりあげる、台湾總督府専売局においては、陸海軍から支給される給与と召集前に専売局から支給されていた給与との差額を支給することとなっており、専売局員らは召集以前と同等の収入を得ることができるようになっていた。

しかしながら、如何に官吏や銀行員や会社員や工員が多かるうとも、零細企業や個人商店を営む者も少数ながら存在しており、軍事援護による遺家族の生活保障の必要性は、外地であっても皆無ではなかった。また、官営移民によって渡台した内地人による「移民村」は主に農業移民であったことから、内地の農村と同様な軍事援護が必要となってくる。例えばこの「移民村」においては、国庫補助による労働力の雇入や託児所の設置を行わせるなど徴兵された後の軍事援護が必要となっていた。<sup>(21)</sup>

このように、軍事援護の必要性が認識されるようになっていったなかで、総督府は、日中戦争勃発直後より、州知事および庁長に対して、軍事扶助法<sup>(22)</sup>と一般援護事業の趣旨の「普及徹底」とその運用についての「注意喚起」を行っている。<sup>(23)</sup>この「普及徹底」・「注意喚起」は、通牒や照会の形で地方庁に対して複数回行われたものである。

一九三七（昭和一二）年八月一四日付の通牒<sup>(24)</sup>は、軍事扶助法の徹底を行うこと、軍事扶助法の扶助の範囲から漏れるものへの対応、入営者職業保障法の励行、方面委員や社会事業団体などの既存の団体の統制連絡に関するものであった。続いて出された九月四日付の通牒<sup>(25)</sup>では、各州庁管内の扶助状況の把握、各役場遺憾なく軍事援護を行うことを要望している。これら、八月一四日と、九月四日の通牒は、どちらも内務省社会局より拓務省管理局を経由し、台湾總督府総務長官から各州庁へ、<sup>(26)</sup>そして各都市街庄へと通牒されたものであること、そして「道府県」「市町村」といった用語を用いていることから、内地外地共通して「普及徹底」・「注意喚起」された事項

であったと言えるだろう。

このほかに、遺家族への隣保相扶の發揮、徴傭員への軍事援護、遺家族の動向に関する情報共有、門標・旗の掲示、全島軍事援護大会実施等の「普及徹底」・「注意喚起」もなされていた。これら の内容を含む通牒が、その後台湾における軍事援護体制の指針となった。

まず、日中戦争勃発による軍事扶助法上の措置、すなわち「法律による援護」と、一般軍事援護の急激な増加にもない、総督府文教局社会課と各州庁に軍事援護係が配置された。<sup>27)</sup> また、軍事援護に関して、法律(軍事扶助法)による援護、軍事援護団体による援護を適切に行うため、軍事援護相談所・相談係が各地に配置された。

こうして台湾における軍事援護体制の一端を担う組織が形成され始めたのである。

以上、台湾総督府による日中戦争勃発をつけた軍事援護に関する通牒と「法律による援護」徹底のための措置を見てきた。

次に、日中戦下激化に伴い軍事援護団体の活発な活動が想定されるなかで、台湾総督府・台湾軍司令部・馬公要港部の協力・斡旋のもと台湾における各種軍事援護団体の連絡統制を図るため、「軍事扶助台湾委員会」が一九三七(昭和一二)年九月一日に設立された。<sup>28)</sup> この「軍事扶助台湾委員会」は、日中戦争勃発当時の台湾島内における主要な軍事援護団体である帝国軍人後援会台湾支会・愛国婦人会台湾本部・帝国在郷軍人会台湾連合支部・日本赤十字社台湾支部の四団体の、「軍事援護事業の連絡統制とその普及徹底」を目的とした組織であった。日中戦争の激化に伴い、これら四団体の統制が必要となったためである。

以下、この、「軍事扶助台湾委員会」の事業について確認しておきたい。事業内容は、「1 応召軍人の家庭調査資料の配布」「2 陸海軍其の他との連絡」「3 地方軍事援護団体に対する指導」となっており、主に「連絡」、



表一 台湾総督府管内州庁設置の軍事援護団体

設置州庁	名称	設立日(すべて昭和12年)
台北州	台北州軍事扶助後援会	10月15日
新竹州	軍事扶助後援会新竹州連合会	9月27日
台中州	台中州軍事扶助会	9月25日
台南州	台南州軍事扶助委員会	9月18日
高雄州	高雄州軍事扶助会	9月17日
台東庁	台東庁時局対策委員会	9月14日
花蓮港庁	花蓮港庁軍事扶助会	9月13日
澎湖庁	澎湖庁銃後連盟	9月25日

(<sup>1</sup>台湾に於ける軍事援護事業の概況)より筆者作成)

情報共有を主たる目的としていた。四団体の軍事援護活動を「統制」するための事業分担も取り決められ、「生活扶助」「医療及助産」「生業扶助」「其他の扶助」(その他の扶助は慰問・弔問・恩給や賜金等の受給斡旋など)の四つの大分類のした、各事業がそれぞれの団体に分任された。具体的には、帝国軍人後援会台湾支部は主に「生活扶助」および「生業扶助」を、在郷軍人会台湾連合支部は主に「生業扶助」および「其他の扶助」を、また日本赤十字社台湾支部は「医療及助産」を主に担当し、愛国婦人会台湾本部は四項目を全般的に担うものとされた。<sup>(29)</sup>

しかし、「軍事扶助台湾委員会」傘下の帝国軍人後援会台湾支会・愛国婦人会台湾本部・帝国在郷軍人会台湾連合支部・日本赤十字社台湾支部の四団体では、「一時に殺到すべき膨大量の援護事務を完全に消化することは困難であることが予想」されたため、各州庁の「任意」<sup>(30)</sup>で「各州、庁下においては、事変発生直後期せずしてこの四団体とは別箇に州、庁を以て単位とする半官半民的な軍事援護団体の設立」が必要となつたのであつた。<sup>(31)</sup>各州庁に設立された団体の名称・設立の時期は表一のとおりである。

これによると、九月の中旬より設立があいついでいることがわかる。この理由は、同時期に日中戦争に在台湾の部隊が動員されたことを受け、軍事援護の必要性が一気に高まつたことによると考えられる。

州庁団体の設立目的を見てみると、例えば台北州は、以下のように説明している。<sup>32)</sup>

今次支那事変ニ依ル州下ノ応召者八数千名ノ多キニ達シ右遺家族中ニ一家ノ主働者ノ応召ニ依リ俄ニ収入ヲ失ヒ或ハ収入ヲ激減シ生活ニ窮スル者少カラス之ヲ以テ台北州下ニ於テ八各市郡ニ応召又ハ出征軍人軍属徴傭員ノ遺家族扶助ノ目的ヲ以テ軍事扶助団体ヲ組織シテ扶助ニ当ルコトトナリ更ニ是等団体間ノ連絡統制並後援ヲ図リ併セテ扶助ノ普及徹底ヲ期スル為メ曩ニ台北州軍事扶助後援会ヲ組織シ：

つまり、日中戦争の開戦により、台湾からの出征者も増加し、応召軍人の遺家族には生活困難をきたす者もいることから、台北州の各市郡では軍事援護団体が必要となったこと、そして各市郡の団体による軍事援護体制の組織統制が必要となったために、台北州軍事扶助後援会が組織されたのである。

各州庁の団体の目的は、扶助、家庭調査、慰問、慰安会開催、弔問弔慰金の贈与、家事相談、送迎見舞、遺家族への無料診療、生業扶助などが挙げられていたが、その実施のための財政的基盤は貧弱であった。そこで、財政的基盤を補完するため、ひとまず一九三七(昭和一二)年度分は総督府と新聞社が共同で募集した「出征軍人家族慰問金」の中の二六万一、九〇〇円を各州庁に分配するとともに、以降、追加の寄付金の募集を行って賄うこととなった。

以上のように、日中戦争を契機として、在台湾の部隊動員が行われたことにより、台湾における軍事援護の必要性が増大し、従来からの軍事援護体制では、対応が困難となっていたために、地方の州庁単位あるいは市郡単位の軍事援護団体が設立されていくこととなったのである。

## 二、戦争長期化と軍事援護体制の「完成」

日中戦争の勃発の翌一九三八(昭和一三)年、内地では軍事援護の中枢機関として恩賜財団軍人援護会が東京に設立され、一九四〇(昭和一五)年一月には、各州庁の軍事援護団体を統合する形で恩賜財団軍人援護会台湾支部が設立された。それまで各州庁ごとに設置され活動してきた軍事援護団体は、その支部として改組されていくこととなった。

例えば、台北州軍事扶助後援会の場合は、「恩賜財団軍人援護会台北州支部設立サルルヤ 従来ノ軍事扶助後援会ハ之ヲ解散シ 右支部ニ一切ノ事業ヲ引継ギ 全財産ハ寄付」する形で、「恩賜財団軍人援護会台北州支部」へと改組された。台北州下の市郡の団体も、この台北州支部の分会として改組されていくこととなった。これは、内地において、日中戦争勃発以降、市町村において銃後後援会(ただし、その名称は各地方機関によって異なる)が次々と設立されていた中、各市町村の団体を全国的に統一し、軍事援護の活動内容を均質化することを目的として、一九三九(昭和一四)年に銃後奉公会として全国的に統一されていく過程と同様の流れといえる。軍人援護会の下には、その支部が各道府県と植民地に設置されることとなっていたが、これは銃後奉公会の全国統一的な組織化の流れと軌を一としている。

こうした軍事援護体制の整備ののち、一九四二(昭和一七)年より、台湾人の志願兵制度が開始され、「島民の大部分を占める本島人が兵役に服すること、なつた」<sup>(35)</sup>。志願兵制度の開始により、「比較的少数の内地人を主な対象としてゐたこの(軍事援護 筆者注)事業は、今や一般本島人をも対象とするに及び、援護の対象の飛躍的な増大が予想せらるゝに至つた」<sup>(36)</sup>のであつた。それゆえ、さらなる軍事援護体制の整備、拡充が必要となっていく。

先述のとおり、台湾における軍事援護団体は、一九四〇（昭和一五）年に軍事援護会台湾支部が設立され、州庁の支部と市郡の分会という構造へと改組された。分会が日本の町村にあたる街庄レベルではなく、市郡にのみ設立された理由は、「主に都市に居住する内地人を対象としてゐた」<sup>37</sup>ためである。しかし、台湾人を対象とする志願兵制度の実施と、すでに増加傾向となっていた台湾人軍属・軍夫のさらなる増加に対応するためには、「どうしても内地に於ける銃後奉公会の如く、行政組織の末梢と相照応し、而も所謂下から盛り上がる力を充分に結集し、的確に反映する援護組織の整備拡充が要望」<sup>38</sup>されたのである。その結果、一九四二（昭和一七）年には、街庄単位の「銃後援会」なる名称の軍事援護団体が設立され始め、四月には全島の各街庄での設置が完了する。ここに「本島の軍事援護団体の組織は茲に完成」<sup>39</sup>したのであった。そして、この「完成」した軍事援護団体の下で、一九四四（昭和一九）年兵役法の改正に伴う、台湾人に対する徴兵制実施へと向かっていくのである。

では、次に州庁設置の軍事援護団体の代表例として、台北州に設置された、「台北州軍事扶助後援会」の役割を検討しよう。

### 三 州庁における軍事援護団体の役割 台北州軍事扶助後援会を事例として

以下、「台北州軍事扶助後援会」を事例として、州庁単位で設立された軍事援護団体の役割について検討したい。台北州を事例としたのは、資料が残存しているという理由もあるが、島都台北を管轄する州であって、内地人の居住者が圧倒的に多く、州組織としても大きいものであったためである。

「台北州軍事扶助後援会」は、表一でも示したとおり、一九三七（昭和一二）年一〇月一五日に設立された団体

である。同団体は、同年一月、台北州に対して補助金の下付願いを出し、台北州は総督府に対して州費補助の認可伺いを行った。<sup>④</sup>台北州は、一九三七（昭和一二）年度台北州予算歳出臨時部より同会に二万円を支出することとした。その理由は以下の通りである。

今次事变二因ル戦傷病者又ハ死者八相当多数ニ上リ従テ之力扶助弔慰見舞等二要スル経費八相当多額ニ上リ到底寄付金等ノ収入ノミニテ八事業実施困難：

つまり、日中戦争による死者や戦傷病者はすでに多数にのぼっており、その経費を寄付金のみでまかなう事は困難であったので、州費を投入することの認可を総督府に対して求めたのである。

州費補助認可伺い書には、市郡の扶助団体と州軍事扶助後援会の役割分担、棲み分けが明記されており、「生活扶助其他ノ扶助八市郡扶助団体ニ同会ヨリ補助ヲ与ヘテ之ニ当ラシメ州軍事扶助後援会ハ戦傷病死者ニ対スル弔慰ト戦傷病者ニ対スル見舞ヲ実施」<sup>⑤</sup>するとしている。

この二万円の州費補助を行うことは認可され、州費補助金二万円、寄付金一〇万二五〇円、御下賜金五〇円、<sup>⑥</sup>雑収入五円九九銭<sup>⑦</sup>あわせて二二万二〇五円九九銭を財源として、台北州軍事扶助後援会は運営なされることとなった。<sup>⑧</sup>

次に、台北軍事扶助後援会の活動内容を財政支出の費目からみておこう。

一九三七（昭和一二）年度支出においては、一七三件の戦死者に対する弔慰金として一万七、三〇〇円、一六件の「松山爆死者」<sup>⑨</sup>に対する弔慰金が四八〇円、また戦傷病者および松山空襲負傷者に対する見舞金が一万六、五〇〇円の費目が計上されている。また、州下各市郡扶助団体に対しての扶助費補助として六万円を支出していた。その他の支出をあわせて八万二、六九三元六〇銭が、一九三七（昭和一二）年度において支出され、残余は翌年度へ繰越することとした。なお、州下市郡への補助は、台北市、基隆市、七星郡以下の九郡に対する補助金としての分

配を行った。

その翌年となる一九三八(昭和一三)年度では、繰越金の三万八、〇〇〇円、州費補助一万円、国庫(台湾総督府特別会計)補助二万九、〇〇〇円、雑収入三〇〇円の合計七万七、三〇〇円で運営を行うこととされたが、それでも年度末には不足し、さらに州費より一万円補充される事態となった。その理由は、「本年度ノ弔慰見舞相当多額ニ上リ之力不足額補填ノ為予備費ハ既ニ全部支出シ尽シ今後年度末迄ニ発生スヘキ死傷者ノ弔慰見舞金ハ支出ノ途無之且ツ事務費雜費等ニモ不足ヲ来シ居ル」状況にまで陥っていたためであった。

さて、一九三九(昭和一四)年度になると、国庫補助はさらに増大し六万円となり、これに州費補助一万円、寄付金一、三〇〇円、雑収入二七九円三三銭、繰越金二万一、六〇六円三銭をあわせて九万三、一八五円二六銭で運営されることとなった。<sup>(46)</sup>戦死者に対する弔慰金は一一〇件一万一、〇〇〇円となり、戦没者遺族への初益供物料や、軍事援護強化週間における慰問を行った。また、台北市出征軍人後援会と蘇澳郡軍事後援会に対して、扶助目的で三万八、二二三円三銭を、授産目的で二万四、九八七円四一銭をあわせて六万三、二一一円四四銭を補助金として支出している。この数字は、一九三九(昭和一四)年度台北州軍事扶助後援会の支出の三分の二に相当する。

一九四〇(昭和一五)年度分は予算書が残されているのみであるため、決算額は不明であるが、予算の段階では歳出全体が一萬八、五五〇円であるのに対し、市郡や各種団体に対する補助が七万五、〇〇〇円と決算額に実に四分の三に迫る数値をしめしている。以上の財政支出費目の分析から、台北州軍事扶助後援会の中心的役割は、州下市郡の軍事援護団体に対する補助金の分配であったことが判明する。

以上のようにして、日中戦争勃発後、台湾では、州庁・市郡の地域単位の軍事援護団体が設立され、活動していくこととなった。台湾における軍事援護の対象は、当初は、兵役の義務を負う内地人と、一部軍属・軍夫として従

軍する台湾人を考慮すればよかつたため、実際の軍事援護を担う団体は、内地人の多い都市部の団体が活動の中心となった。しかし、戦争の拡大と長期化により、志願兵制度・徴兵制度を台湾人に適用し、様々な形で戦争に動員しなければならなくなつたため、都市部だけでなく行政の末梢たる街庄レベルの軍事援護団体をも、設立せざるをえなくなつたのである。そして、台北州軍事扶助後援会の実態から、各団体が補助金に依存せざるを得なかつた実態が明らかになつた。

以上、第一節では、日中戦争勃発による台湾内での軍事援護団体設立の過程、そして州庁レベルでの軍事援護団体の業務とその実態について明らかにした。この州庁レベルでの軍事援護団体の活動は、その支出の大部分が州庁下の市郡の各団体への分配金であつたことから、補助金を通しての財政面における統制が主たる役割となつたと言えるのではなからうか。このことから、実際に兵士あるいは遺家族に対して、地域単位での軍事援護団体として、実質的な存在感を発揮したのは、州庁ではなく市郡レベルで設立された地域単位の軍事援護団体であつたといえるのではなからうか。

それゆえ第二節では、台北市に一九三七（昭和一二）年九月に設立された、「台北市出征軍人後援会」に着目し、検討を加えることで、市郡レベルで設置された軍事援護団体の実態を明らかにすることとする。

## 第二節 台北市の軍事援護団体

本節では、台湾における地域単位の軍事援護団体の代表例として、台北市における軍事援護団体である、「台北市出征軍人後援会」について検討を加えることにしたい。

その理由としては、先述したように市郡単位の軍事援護団体の存在が大きいことに加え、台北市は台湾最大の都市であり、最も内地人人口が多い都市であること、台湾において、最も軍事援護が必要とされた地域であるからである。例えば、戦争勃発にともない、各州庁と市に設置された軍事援護相談所の相談受付件数は、一九三八（昭和一三）年度における台湾全体で三、九〇四件であったのに対し、台北市は、一、九三二件と全体の半数近くを占めているからである。この数字は台北市が台湾で最も軍事援護が必要とされた市であったことを示しているといえよう。

第一節で述べた、各州庁の軍事援護団体の設立と、時をほぼ同じくした一九三七（昭和一二）年九月一六日、台北市公会堂において、台北市出征軍人後援会の創立総会<sup>47</sup>が開催され、「台北市出征軍人後援会」が設立された。

まずは、この出征軍人後援会の目的・活動内容について、「会則」<sup>48</sup>から見えていくことにしよう。

この会は、「台北市内ニ於ケル支那事変ニ出征セル軍人（軍属及徴用人夫ヲ含ム以下同シ）ノ遺家族並ニ傷痍軍人同遺家族ニ対シ後援扶助ヲ為ス」ことを目的として、強制加入ではなく設立目的のための事業に「賛同スル者」をもって組織された（第四条）。会の目的のために行う事業は、「生活扶助」「医療及助産扶助」「生業扶助」「慰藉弔問」「其ノ他必要トスル事項」（第三条）が主たるものであった。それらの事業を遂行するため、総務部・財務部・扶助部・医療部・慰問部が設けられた（第五条）。

では、各部の具体的な事務分掌を見てみよう。後援会「会則」に付された、「各部事務分掌」<sup>49</sup>によれば、総務部は、各部の統制連絡のほか、庶務・文書・予算・役員員の人事・軍人や遺家族の調査・慰恤思想の普及などを中心に管掌した。財務部は、資金調達・決算・会計を、扶助部は、生活扶助・生業扶助・児童保護などを管掌した。また、医療部は、診療や助産を、慰問部は慰問や弔慰、慰安会や慰霊祭などの各種式典を管掌した。



次に、台北市出征軍人後援会の活動を、部毎に見ていくことにする。

総務部は、先述のとおり、各部の統制連絡のほか、庶務・文書官吏・予算作成・人事そして軍人や遺家族の調査・慰恤思想の普及を中心に行ってきた。

このなかで、一九三七（昭和一二）年度（会設立の九月一六日以降、以下同じ）より行われてきたのが、慰恤思想の普及、つまり広報活動であった。具体的には、「出征表示旗」、「従軍表示旗」、「門標」の作成と、戦没軍人遺族への「頌忠牌」の贈呈が主な業務であった。「出征表示旗」、「従軍表示旗」、「門標」の贈呈基準は、「出征軍人並従軍表示旗及門標贈呈規準」で次のように定められていた。<sup>50</sup>

今次事变出動部隊二入營セル時同一家ニ在リシ者及家計ヲ同シクセル者或ハ入隊後ノ留守ヲ担当スル者ニシテ台北市ニ在住ノ者ニ対シ出征軍人（軍屬及軍夫ヲ含ム）一名ニ付表示旗一本、門標一枚ヲ贈呈ス

付記 戦没者遺族ニ対シテハ表示旗ニ喪章ヲ付シ「殉国烈士之家」ト記シタル門標ヲ贈呈ス

表示旗及門標ノ贈呈ハ在郷軍人会ニ取扱ヒテ依頼セリ

つまり、表示旗は同じ家に住む者あるいは家計を同じくする者、または入隊後の留守を守る者で、かつ台北市に在住の者に対して、表示旗と門標を贈呈し、もし出征者が戦没したならば、この表示旗に喪章を取り付け、さらに「殉国烈士之家」と表された門標を贈呈することとなった。そして、これらの贈呈は在郷軍人会に依頼された。

贈呈の財政支出を見るために、表示旗および門標の製作費用の推移をみておこう。まず、出征表示旗と従軍表示旗の費用は、一九三七（昭和一二）年度で五、一一〇円、一九三八（昭和一三）年度で五、〇五二円、一九三九（昭和一四）年度で一、六〇〇円、一九四〇（昭和一五）年度には二、八五〇円と推移している。<sup>51</sup>これらの費用をかけて何旗製作されたかは不明であるが、次節で検討する台湾総督府専売局応召軍人後援会の事例では、出征旗は

一旒三円で購入されていたことから、出征表示旗・従軍表示旗(従軍旗)合せた総製作数は概ね五千旒弱であったと考えられる。また、「門標」は、一九三七(昭和一二)年度に一八一円、一九三八(昭和二三)年度に二二五円、一九三九(昭和一四)年度に二一八円、一九四〇(昭和一五)年度は七五円と推移しており、その合計は五八九円となっている。

頌忠牌は「今度の支那事変で壮烈なる戦死を遂げた勇士達の英霊を慰めると共に戦没者家庭の名誉を表彰するた<sup>(53)</sup>め」に製作・贈呈されるもので、その形態は「縦一尺、横八寸の総銅造り、壁掛式になつてゐる優雅なもの」で「中央の頌文『頌忠勇義烈』」は「小林総督(筆者注 小林躋造台湾総督)が揮毫したもの」であつたといふ。また、この頌文の右側には、「故 君之英霊」、左側には、「台北市出征軍人後援会」の文字が記されていた。<sup>(55)</sup>台北市出征軍人後援会は、この頌忠牌を一九三七(昭和一二)年度に一〇〇個(作製費一、〇〇〇円)、一九三八(昭和二三)年度に三〇個(作製費三九〇円)、一九三九(昭和一四)年度に五〇個(作製費七五〇円)、一九四〇(昭和四五)年度に一〇〇個(作製費二、二八五円)の合計二八〇個を作成している。この頌忠牌贈呈の基準は、「頌忠牌贈呈ニ関スル件」<sup>(57)</sup>によつて定められており、「今次事変戦没軍人ノ遺族ニシテ本会ヨリ弔慰金壹百円ヲ贈呈セル者ニ対誌頌忠牌一個ヲ贈呈ス」ることとなつていた。

次に扶助部・医療部・慰問部の業務をまとめて見ておこう。扶助部の業務は生活扶助、生業扶助、児童保護などが中心で、また生活扶助・医療扶助の審査等も行った。医療部では、医療扶助として治療費の支出、埋葬料の扶助を行った。慰問部では、戦没者遺族への弔慰金、連隊葬への祭祀料、遺家族の慰安会などを行った。

次に、この台北市出征軍人後援会の収入状況について見ていくことにする。

台北市出征軍人後援会の収入の推移は表二のとおりである。

表二 台北市出征軍人後援会(1940以降は軍人援護会台北市分会)収入

	御下賜金	寄付金		補助金		雑収入	合計
		金額	割合	金額	割合		
1937年	200円	36,884円25銭	42%	50,664円	58%	12円98銭	87,761円23銭
1938年	—	21,796円44銭	27%	21,100円	26%	1,146円6銭	80,374円11銭
1939年	—	6,883円	7%	80,075円	87%	1,798円64銭	91,988円86銭
1940年	—	13,241円93銭	11%	83,000円	67%	499円41銭	124,501円5銭

( 台北市出征軍人後援会誌より筆者作成 )

一九三七(昭和一二)年創立時は、表二のように寄付金が三六、八八四円後援会の四二%となっている。創立時の寄付金は、法人関係からは一万一、六七〇円、区長取扱による寄付二万〇、六五二円が集められたことから、法人による寄付よりも区長取扱市内の住民から区長が取りまとめた「区長取扱の寄付金」が多かったといえるであろう。

法人による寄付金は、台湾銀行・台湾拓殖・台湾電力がそれぞれ一、〇〇〇円ずつ寄付し、以下各台湾内の企業や、内地企業の在台湾支店による寄付が続いた。

「区長取扱の寄付金」についても見てみよう。区長取扱の寄付金額が掲載された七一の「区」の寄付金を、国勢調査において人口調査が行われる七四の「町」「大字」にあてはめ、町区ごとに寄付金の多かった上位五町区を町名、寄付金額、現在人口数、地区の台北市内での人口順位、人口一人あたり寄附金額、内地人口、地区内での内地人割合、台湾人人口、地区内での台湾人割合の項目で表にしたものが、次の表三である。

表三からは、以下のことが言える。第一に、寄付金額の多かった町区のうち、表町をのぞくすべての町区が人口の多い町区であり、特に三位の下奎府町と五位の西町連台区では、一人あたりの寄付金額は市の平均を下回っていること、第二に、上位三町の太平町・永楽町・下奎府町は、「大稻埕」とよばれる地区の一部であり、日本統治以前より商業的に発展してきた地区で、特に太平町・永楽町での一人あたりの寄付金

表三 台北市内で寄付金の多かった町区

町名	寄付金額	現在人口		一人あたりの寄付金		内地人			台湾人		
		人口数	市内順位	金額	市内順位	人口数	割合	市内順位	人口数	割合	市内順位
太平町	1,808円28銭	17,599	2位	10銭	20位	202	1%	56位	14,834	84%	2位
永楽町	1,637円	11,467	5位	14銭	11位	60	1%	63位	9,362	82%	6位
下奎府町	1,220円	27,331	1位	4銭	48位	1,807	7%	20位	23,415	86%	1位
表町	1,000円	1,110	65位	90銭	1位	933	84%	38位	8	1%	73位
西町連合区	830円50銭	13,787	3位	6銭	41位	1,134	8%	33位	11,159	81%	3位
台北市全体	20,652円63銭	274,157	—	8銭	—	81,704	30%	—	175,016	64%	—

(『台北市出征軍人後援会誌』、『国勢調査結果表 昭和10年』より筆者作成)

額は市平均を上回ったこと、第三に、人口数としては市内で下位に位置する表町は、他の四町区とは異なりほとんどの住民が内地人である地区であり、一人あたりの寄付金額は九〇銭と市内で最高であったことである。

第一―第三のことから、台北市出征軍人後援会の創立にあたって、市内各地区で集められた寄付金は、基本的に内地人・台湾人双方より支出されていたものの、人口の少ない内地人は高い金額を、人口の多い台湾人は内地人と比較して少ない金額を寄付していたということになる。

そして、台北市全体から見た一人あたりの寄付金額は平均してわずか八銭であることは、寄付金を出せない経済的・心情的事情をもつ住民の存在や、寄付金が個々人ではなく各戸ずつから集められたであろうことを考慮したとしても、多いとは言えない金額である。つまり、第一節で述べた台北州が州費補助の認可を申請しなければならなかったのは、植民地台湾における軍事援護団体の、地域住民からの経済的支援に支援・協力を得られなかったため、その経済的基盤が脆弱であったからであったといえる。「新付」の地台湾において多額の寄付金を獲得でき得るような、共同体的基盤がなかったことが、その大きな原因であると考えられる。

以上、台北市における軍事援護団体の果たした役割を概観してきたが、まず内地に比較して軍事援護そのものの必要性は低かったこと、「隣保相扶」を期待しうるほどの共同体的基盤がなかったこと、そのため、寄付金で団体の運営を行うことができず、補助金に依存した運営をしなければならなかったことが明らかになった。また、第一節で記述したように州と市(郡)との棲み分けに関しては、州は戦没者とその遺族、市は出征中の遺家族という役割・棲み分けが明記されていたが、その実態は、市も戦没者および遺族への軍事援護の両方を担わなければならなかったのであった。

以上、本節では台北市出征軍人後援会を中心に、市(郡)における「地域単位の軍事援護団体」の実態を明らかにしてきた。しかしながら、序でも述べたように、台湾は「地域単位」とは別の基盤、すなわち、「官署・企業単位」での軍事援護団体が重要な役割を果たしたのではないかと筆者は考えた。したがって、第三節では「官署・企業単位の軍事援護団体」について検討したい。ここで対象とするのは、台湾総督府専売局に設立された、「台湾総督府専売局応召軍人後援会」である。この団体の検討を中心に、台湾総督府本府の部局毎に設けられた軍事援護団体について、検討していくことにする。

### 第三節 「官署・企業単位の軍事援護団体」 台湾総督府専売局応召軍人後援会を事例として

#### 一、日中戦争勃発と台湾総督府専売局応召軍人後援会の設立

本節では、台湾総督府専売局に設立された、「専売局応召軍人後援会」の活動を検討する。この応召軍人後援会

の検討を通じて、総力戦期における「官署・企業単位の軍事援護団体」が果たした役割について考察していく。特に、官署・企業単位の組織が、いかなる意義を有し、州庁あるいは市郡街庄といった地域単位の組織とは別に創設されねばならなかったのかを明らかにしたい。筆者の管見の限りでは、地域単位の軍事援護団体に比較して、官署・企業単位の軍事援護団体の研究は、帝国日本の内地・外地を問わず、これまで注目されてこなかったといっても過言ではない。その理由の一つが、従来の資料的な制約もあつたと考えられる。しかし、昨今、台湾総督府関係資料の公開が進んでおり、現在、台湾文献館で公開されている「台湾総督府専売局文書」には、専売局の人事や予算といった組織運営に関する資料のほか、専売局応召軍人後援会に関する資料が残されている。この資料群には、応召軍人後援会の会計資料、遺家族調査資料がまとめられている。<sup>59)</sup> このうち会計資料は会の発足した一九三七(昭和一二)年から一九四四(昭和一九)年末までのものが、また作成年月が不明であるが遺家族調査資料は、ある時点における出征者とその遺家族の状況を知ることができる。この「専売局応召軍人後援会資料」は、台湾総督府所属の各官署において、日中戦争勃発に伴い設立されていく軍事援護団体の実態に迫ることができる資料であるといえよう。<sup>60)</sup>

筆者は、これらの資料に基づき、日中戦争以後の台湾総督府専売局における軍事援護を考察し、大戦末期の軍事援護団体の活動実態に迫りたい。

まず、専売局応召軍人後援会を考察する前提として、台湾総督府専売局がいかなる組織であったのかについて確認しておきたい。

台湾総督府専売局は、一九〇一(明治三四)年に台湾総督府の樟脳局・塩務局・製薬所を統合して設立された組織で、台湾総督府管内における専売事業を管掌した<sup>61)</sup>官署である。設立当初の業務としては、樟脳・樟脳油・阿片・

食塩の収納・購買・売渡・保管・製造・検査（台湾総督府専売局官制第一条第一項）、その他、樟腦の製造特許取締（同第一条第二項）、塩田に関する事項（第一条第三項）が主たる内容であった。<sup>62</sup> 台湾総督府は他の外地（植民地）統治機関とは異なり、一九〇四（明治三七）年には内地からの財政的な独立を果たすこととなった。<sup>63</sup> その台湾総督府の歳入の中心となったのが、専売局が所管する専売事業による収益であった。

台湾総督府の経常歳入において、専売事業による収益がどれほどの比率を占めていたのかを確認しておきたい。専売事業の草創期である一八九七（明治三〇）年度においては、台湾総督府の経常歳入である五三〇万円のうち、専売収入は一六四万円（三〇％）となっており、以来、一九〇一（明治三四）年の専売局設立を経て、一九三〇年代に至るまで、多少の変動を伴いつつも、専売収入は上昇傾向となっていた。例えば、一九三七（昭和一二）年度においては総督府の経常収入一億五、三〇〇万円のうち、専売収入は六、一四〇万円（四〇％）となっていた。総督府の経常歳入のうち、専売収入の占める比率に着目してみると、一八九七（明治三〇）年度から一九三七（昭和一二）年度に至るまで、おおむね三〇％から五〇％の間で推移している。<sup>64</sup> このことから明らかのように、台湾総督府専売局は、台湾総督府の歳入を支え、内地からの財政的な独立に寄与したという意味で、台湾統治において最も重要な機関の一つであったといえるだろう。

しかし、第一節・第二節で述べてきたように、日中戦争の勃発により、多数の台湾在住内地人が召集されるなかで、専売局においても一九三七（昭和一二）年九月の段階で二四〇名余もの局員が召集されることとなった。この数字は、同年五月時点での専売局員が、局長から職工・傭人まで含めて総計四、三六九名であったことを考えると、約一八人に一人の割合で召集されたことを意味する。<sup>65</sup> このことは、台湾総督府の収入の根幹を支えてきた専売局の運営に、大きな影響を与えるものだったのでなかろうか。

では、専売局は、召集された局員に対する軍事援護をどのように実施したのであるうか。

まず、召集された局員の給与を検討するために、総督府人事課長から各官衙長宛に通牒された、一九三七(昭和一二)年七月三〇日付の人甲一九三七号「今回ノ事変ニ際シ陸海軍ニ召集セラレタル職員ノ取扱ニ関スル件」<sup>67)</sup>を見よう。

この通牒は、「文官及同待遇者ニシテ今回ノ事変ニ際シ陸海軍ニ召集セラレタル場合八事務上補欠ノ必要アル場合ヲ除クノ外可成現職ノ俛応召セシメラルル様御取扱相成度尚囑託及雇傭人ニ付テモ右取扱ニ準ジ可及的優遇ノ途ヲ講ジ後顧ノ憂ナカラシムル様御取扱相成度依命 右通牒ス」というものである。つまり、召集されたとしても、なるべく現職のまま、部局員を雇用し続けるよう、要望したものである。

そもそも、官吏等<sup>68)</sup>の文官が召集された際の取り扱いとしては、一九〇四(明治三七)年勅令第二〇六号「文官ニシテ陸海軍ニ召集セラレタル者ノ俸給支給ニ関スル件」<sup>69)</sup>が存在する。この勅令では、官吏等は、応召し陸海軍から給与を支給されるとき、元の官署からの給与は停止されることになっていた。ただし、陸海軍からの給与が応召前の給与を下回る場合は、その不足額を給与で支給される規定が設けられていたために、応召前の給与を下回る軍から給与を受け取るようになったとしても、支給される不足分もあわせれば、それまでと同じ金額を受け取ることができることとなっていた。すなわち、この勅令と先述の人甲一九三七号通牒とをあわせて解釈すれば、総督府の官吏等は召集されたとしてもなるべく現職の地位が保障され、現職のままであれば従前の給与との差額分が支給されるために、召集後も従前通り収入が確保される。これにより、召集されたとしても家族は生活に窮することはなくなるために、兵士の「後顧ノ憂ナカラシムル」ことができることになったといえるであろう。

召集された官吏等は法制上、以上のような処遇をつけることとなった。しかし、実態では、次に見るような一部



不平等ともいえる取り扱ひもあつたようである。

専売局では一九三九(昭和一四)年六月二六日に「応召軍人給料、宿舍料及月額旅費支給方ニ関スル件」<sup>(70)</sup>を通牒した。内容は以下の通りである。

応召軍人給料、宿舍料及月額旅費支給方ニ関スル件

首題ノ件支給ニ際シテハ而今左記ニ依リ取扱相成度

右依命通牒ス

記

一、応召軍人給料並宿舍料

イ、勤務日数ニ応ジ給料支給ヲ受クル者ニ対シテハ毎月作業日数ニ応ジ支給スルモノトス但シ時間外給料ハ加給セズ

ロ、宿舍料ハ身分ニ変更ナキ限り応召当時ノ支給額ニ依ルモノトス

(二の旅費算出規定省略)

説明

首題支給方ニ関シ各官署ニ依リ解釈ヲ異ニシ支給額区々ニ宣レルヲ以テ其ノ統一ヲ

期セントスルモノナリ (傍点 筆者注)

この通牒は、日中戦争勃発後二年近く経過してから出されたものである。その理由としては、各官署間で、応召の際に支給される給与の不統一が問題となっていたことが考えられる。この不統一の実態については、庶務課予算係が「予算経理上ヨリ事務処理上統一改訂ヲ要スル点」として同年五月三日付の文書を通牒起案書に添付する形で指摘していることによつて判明する。その中で指摘されている事項は以下のとおりである。

予算経理上ヨリ事務処理上統一改訂ヲ要スル点(其ノ一)

(爾今逐次問題ヲ提出シ御協議決定ヲ願度)

予算係

十四年五月三日

一、徹夜食料

(省略)

一、応召軍人給料イ

就業日数ヲ応召前ノ現職者ト同様トスルモノ

口 毎月ノ二日ノ定休ヲ控除シ支給スルモノ

ハ 本人力勤務セバ当然就業スヘキ日数及時間外ヲ支給セルモノ

二 宿舍料支給セルモノセサルモノ

一、月額旅費

(省略)

これによると、応召軍人給料の支給については、特に日給の形式で給与を支給される局員に関して、「イ 就業日数ヲ応召前ノ現職者ト同様トスルモノ」「ロ 毎月ノ二日ノ定休ヲ控除シ支給スルモノ」「ハ 本人力勤務セバ当然就業スヘキ日数及時間外ヲ支給セルモノ」の三様の取扱がなされていたこと、また、これに加えて「ニ 宿舍料支給セルモノセサルモノ」として、宿舍料の支給・不支給の不統一が存在したことがわかる。このような専売局内各官署において、召集される際に支給される給与の基準を統一することは、「徹夜食料」「月額旅費」と同様に、前述の予算係のいう「予算経理上」より統一改訂が必要とされたからである。加えて、召集された局員らの給与・処遇面における不統一が存在することは、同じ戦地で戦う局員らに不公平感を惹起するだけでなく、銃後の出征兵士の家族の間では、生活の不平等をもたらすことにもつながる。これらのことは、総力戦体制構築のための国民統合という観点からは、看過できないものであったといえよう。それゆえに「支給方ニ関シ各官署ニ依リ解釈ヲ異ニシ支給額区々ニ亘レルヲ以テ其ノ統一ヲ期セントスル」することが企図され、各官署の支給金額計算規程・方法について、専売局内での統一が図られなければならないのである。

一九四二(昭和一七)年一月には、勅令第七八二号「戦時勤勉手当給与令」<sup>(71)</sup>が公布・施行され、俸給の十分の一が戦時勤勉手当として支給されることとなった。この戦時勤勉手当は、戦争の拡大・長期化による行政の簡素化に並行して、「官庁職員ノ待遇改善ニ付措置スル」ものとして、家族手当の増額・共済制度の拡張と同時に、戦時勤勉手当を支給することが閣議決定されたことに基づくものである。この「戦時勤勉手当給与令」の制定にともない、台湾総督府においても一九四三(昭和一八)年訓令第一八号「台湾総督府部内職員戦時勤勉手当支給規程」<sup>(72)</sup>が制定されることとなった。この規程の第四条では、「陸海軍ニ召集セラレタルニ因リ俸給ノ差額ヲ受クル者ニ在リテハ其ノ受クル俸給ノ差額ヲ基準トシテ第二条(筆者注 戦時勤勉手当の基準は俸給・給料・手当の月額の一割)

ノ規程ヲ適用ス 前項ノ規定ハ囑託員、雇員及傭人ニ之ヲ準用ス」としていることから、正規の官吏だけでなく囑託や雇員、傭人といった非正規待遇の職員を含む、すべての応召者にも戦時勤労手当を支給しなければならないと規定された。

次に、専売局員が戦没した際の、専売局による戦没者遺族への処遇について検討する。

応召された専売局員が戦没した場合の処遇については、一九三七(昭和一二)年一〇月一四日人甲二五九一号によつて総督官房人事課長名で通牒された「本府職員ニシテ出征シタル者ノ陞等、昇給賞与其ノ他ノ給与ニ関スル件」<sup>(74)</sup>で、戦死・戦傷病死・戦傷病による退職の場合における陞等昇給賞与についての規定が定められている。<sup>(75)</sup>

この通牒によると、召集された専売局員が、戦死または戦傷病死等をした場合に、高等官・判任官ら官吏の昇格と、官吏としては扱われない総督府各官衙に奉職する囑託・雇・傭人らの判任官への昇格を可能とし、また判任官以下の者は傷病等での危篤による昇格に準じた扱いを行うこととした。また、賞与は通常の賞与に五割を加算し、官吏は死亡賜金を給与され、また官吏以外の者は、俸給・給料の月額から三分の一を控除した金額の三ヶ月分以下が支給されることとなった。

参考のため、具体的事例として、台南支局に奉職していた工手の事例について見てみよう。この工手は台南支局に奉職していたが、召集され、一九四三(昭和一八年)九月に戦死した。<sup>(76)</sup> 同年一月二〇日に遺族より死亡届が提出されたため、同日台南支局長は「死亡賜金給与ニ関スル件」を専売局本局へと内申した。<sup>(77)</sup> また、九月二七日付で「病氣危篤」の事由で台南支局長により日給一元九五銭の雇に任命され、事務格別勉勵により四〇円を賞与された。<sup>(78)</sup> この死亡賜金も昇格後の給与により計算されたものである。この計算にあたり、前掲の「本府職員ニシテ出征シタル者ノ陞等、昇給賞与其ノ他ノ給与ニ関スル件」通牒の規定により、官吏ではない雇であるために、「死亡賜金ノ

給与ヲ受ケサル職員」の扱いとなり、死亡当時の俸給・給与から控除した金額の三ヶ月分以内の金額として、遺族に対して「特別賜金」として一七円の支給がなされることとなった。この死亡賜金あるいは特別賜金の給与は、応召し、戦死あるいは戦傷病死した職員のみならず、海軍省囑託として海南島に派遣され死亡した職員にも支給されていた。

以上、台湾総督府専売局が、専売局員の召集とその戦死・戦傷病死に対してどのような処遇をとっていたのかについて、具体的事例を踏まえながら明らかにしてきた。以下では、「専売局応召軍人後援会」の意義と役割について検討していくこととする。

## 二 専売局応召軍人後援会の活動

これまで述べてきたように、召集された局員に対して、専売局は給料を支給し、また、もしも戦死・戦傷病死した際には特別の賞与を支給することで、局員に対する軍事援護活動を行ってきた。しかし、これに留まらないさらなる軍事援護活動を行う必要性から、一九三七（昭和一二）年九月一〇日、「専売局応召軍人後援会」が設立された。<sup>(81)</sup> この組織は、台湾総督府の専売局という一官署をもって設立された軍事援護団体である。また、「先般台湾から出征を見るや、各官庁公共団体等に続々こうした出征軍人後援会が生まれ、先述したように、台湾総督府内においては、交通局鉄道部<sup>(83)</sup>、交通局通信部<sup>(84)</sup>などで設立されている。

以下、「台湾総督府専売局応召軍人後援会規程」<sup>(85)</sup>をもとに、会の目的と活動について概観することにする。長くなるが、規程の全文は以下の通りである。

台湾總督府專売局応召軍人後援会規程

第一条 本会ハ台湾總督府專売局応召軍人後援会ト称ス

第二条 本会ハ專売局総員ヲ以テ組織ス

第三条 本会本部ハ之ヲ台湾總督府專売局構内ニ置キ本会支部ハ各專売官署ニ置ク

第四条 本会ハ專売局員ニシテ今次事變ノ為召集セラレタル軍人並ニ其ノ家族ノ慰問、救済ヲ目的トス

第五条 本会ハ前条ノ目的ヲ達成セム力為左ノ事項ヲ行フ

一、 餞別

二、 見舞

三、 弔慰

四、 家族ノ慰問

三、 疾病、災厄等不時ノ出費ニ対スル補給

四、 其ノ他本会ニ於テ必要ト認ムル事項

第六条 本会ニ左ノ職員ヲ置ク

一、 会長

二、 理事

三、 支部長

四、 幹事

会長二八局長ヲ推戴シ理事二八各課長ヲ以テ充テ庶務課長タル理事ヲ常務理事トス

支部長二八各官署長ヲ以テ充ツ

幹事八会長之ヲ指名ス

第七条 會員八毎月俸給、給料ノ千分ノ五ヲ抛出ス但シ必要アル場合八別ニ定ムル所ニ依リ臨時抛出ス

前項給料二八常時定時間外勤務ヲ為ス者ニ対スル手当ヲ含ムモノトス

第八条 本局各課長及各支部長八慰問係ヲ置ク

第九条 慰問及救済ノ方法八左記ニ依ル

一、餞別 応召軍人一人当 金五十円

二、見舞金 応召軍人戦傷ニ因リ送還セラレタル場合五十円

三、弔慰金 応召軍人戦没ノ場合八百円並花輪又ハ之ニ代ルヘキモノ拾円、前第二号ノ見舞金受領

後死亡ノ場合金五十円並花輪又ハ之ニ代ルヘキモノ拾円

四、家族ノ慰問 各理事及支部長八少ク共月一回応召軍人ノ家庭ヲ訪問シ慰問ヲ為スモノトス慰問係八応

召軍人及其ノ家族ト本会トノ連絡ヲ為スモノトス

五、第五条第五号第六号ノ出費ニ対スル補給ハ配賦サレタル金額ノ範囲内ニ於テ理事及支部長本規程ニ基

キ適宜之ヲ行フモノトス

第十条 出費補給ハ応召前ノ負債整理ニ充ツルコトヲ得ス

第十一条 出費補給ハ応召軍人ノ同一経済内ニ属スルモノニ限り其ノ出費ノ実費以内トス

第十二条 毎月抛出金総額ヲ応召軍人数ニ依リ按分シ本局各課及各支部ニ配賦ス但シ臨時抛出金額ニ対スル

## 配賦八其ノ都度別ニ定ム

第十三条 本局各課及各支部ハ必要ナル支出ヲ為シ其ノ残額アル場合ハ毎月本部ニ返納スヘシ

第十四条 本局各課及各支部八其ノ會計ヲ明確ニ記帳整理シ置キ事項処理毎ニ直チニ一件書類ヲ添付シ会長

ニ報告スヘシ其ノ他ノ処理事項ニ付テハ適宜其ノ概況ヲ報告スヘシ

第十五条 本会ノ會計ハ昭和十二年九月ヨリ開始シ事変終了後一定ノ整理期間迄継続スルモノトス

設立趣旨は、「専売局員ニシテ今次事変ノ為召集セラレタル軍人並ニ其ノ家族ノ慰問、救済ヲ目的」(第四条)としたものであつた。同会は、専売局総員で組織され(第二条)、本部は専売局構内に、支部は各専売官署に設置され(第三条)、会長は専売局長、理事は各課長、支部長に各官署長が就任した(第六条)。

会の管掌事項、すなわち「召集セラレタル軍人並ニ其ノ家族ノ慰問・救済」のための活動内容は、当初は「一、饑別 二、家族ノ慰問 三、疾病、災厄等不時ノ出費ニ対スル補給 四、其ノ他本会ニ於テ必要ト認ムル事項」(第五条)の四項目が定められていたが、一〇月六日、一と二の間に「二、見舞」と「三、弔慰」が追加され、全部で六項目となつた。そして、これらの活動を実施するための財源は、専売局員の給料の千分の五を醸出し、さらに必要によつて臨時醸出を追加することで捻出するものとされた(第七条)。

活動内容となる「慰問・救済」の具体的内訳について見ておこう。まず、慰問としては兵士に対して出征時の饂別に五〇円、あるいは、負傷の見舞いに五〇円の支払いを行うものである。また遺家族に対しては、もし召集された局員が戦死した場合には一〇〇円と花輪代としての二〇円、負傷後の死亡には五〇円の差額を支払うことが定められた(第九条第一号、第三号)。また、遺家族への月一回の慰問が規定された(第九条第四号)。第五条第五号第



六号の病気・災厄等不時の出費や、その他の必要と認められる事項への出費の補給も適宜行うことで、同員あるいはその家族の救助が行うことができるとした(第九条第五号)。

これらの費用は、「釀出金額ヲ応召軍人数ニ依リ按分シ」とあるように、各支部で召集された局員の数に応じて、資金を配布することとなっていた(第十二条)。そして、残額がある場合は本部に返納しなければならないとしていた(第十三条)。

以下、専売局応召軍人後援会の活動の実態を(1)召集された者への餞別、(2)戦死・戦傷病死者の弔慰と戦傷病者への見舞、(3)遺家族への慰問に分けて具体的に考察していくことにしたい。

#### (1) 召集された者への餞別

まず、召集された専売局員に対する餞別金の支給状況について検討する。

先述したとおり、規程では、召集された者は餞別金として五〇円を支給されることとなっていた。餞別金の支給にあたっては、当初、各支部より入隊日時・部隊・階級・氏名・現職種・俸給を報告させ、支部によっては臨時召集令状の写しを添付することもあった。しかし、戦争の長期化により、この支給の手続きも簡素化され、氏名のみ、あるいは代表者名と以下何名と簡略化して請求する支部がある一方で、一貫して入隊日時以下諸事項のほか、年齢までも記載して請求する支部も存在した。

召集時に、餞別金を支給された局員の推移を見ると、通常各月で一名から数名程度であったが、一九三七(昭和一二)年九月から一〇月の日中戦争開戦直後に二四四名、一九三八(昭和一三)年の八月に五〇名、一九四一(昭和一六)年の一月から二月にかけての太平洋戦争開戦直前に八〇名、また一九四三(昭和一八)年の一月から二月にかけての七五名、同年九月の五三名が突出しており、さらに一九四四(昭和一九)年四月以降も毎月三〇名

から一〇〇名程度が召集され、その都度餞別金が支給されていた。

これは、一九三七（昭和一二）年九月～一〇月の支給は日中戦争の勃発に伴い、また一九四一（昭和一六）年一月～二月の支給では太平洋戦争の開戦に伴い台湾に駐屯していた部隊が派兵されたことによるものと考えられる。一九四三（昭和一八）年以降の戦況の悪化・戦争の長期化による軍隊の人員不足によって、召集される者の増加をもたらしたためと考えられる。

先述のとおり、出征時の餞別金は軍人で五〇円であったが、職務内容によって差が設けられていた。例えば、軍属や徴傭員は二〇円となっていたし、警備召集ならば三〇円で、一九四三年以降は警備召集待命としての召集も行われ、この場合はまず一五円が餞別として渡され、戦地へ出征する場合には三五円の餞別金が追加で支給されることとなっていた。

#### （2）戦死・戦傷病死者の弔慰と戦傷病者への見舞

戦没者は専売局報において告示され、また戦没者の弔慰にあつては、遺族に対して弔慰金一〇〇円の支給と花環料としての一〇円が支給された。戦傷病者見舞いは五〇円が支給された。この戦傷病見舞いのほかに、戦傷病で後送され、台湾島内の病院に入院することになった局員には、見舞いの際に見舞金一〇円も支給された。

なお戦没者の弔慰方法に関しては、総督府の内規として規則化されており、一九三七（昭和一二）年九月二五日の通牒<sup>87</sup>では、州庁各管内で戦死・戦病死者がある場合は、それを総督府内務局に通知を行うこと（第一条）、また総督かその代理者による弔問もしくは弔電を行うこと（第三条）、葬儀は市街庄葬儀で遺骨凱旋の迎送、葬儀や慰霊祭において花輪や弔事の贈呈を行うことなどを規定していた。ただし、専売局では市街庄による葬儀とは別に局としての慰霊祭を行っており、その経費についても必召軍人後援会より支給されることとなった。

前掲の、台南支局から出征して戦死した局員(工手)に関しては、応召軍人後援会の会計資料には残されていなかった。しかし、一九四四(昭和一九)年七月分の台南支部からの後援会支出内訳<sup>88)</sup>では、孟蘭盆会の費用として一〇円が計上されていたこと、一九四三(昭和一八)年一〇月分に相当する「昭和十八年十月支出」<sup>89)</sup>の文書では、その表紙に支出四、八八八円二〇銭と記載されつつも、その中に綴られている支出証憑書類の金額の合計は、四、三三五円二〇銭であり、またその前後の月でも合計金額が合致しない月があること、また専売局員としての特別賜金の申請には台南支部長を兼任する台南支局長と工手の遺族が行っていることから、工手の遺族に対しての弔慰金や花環料の支給を直接指し示す文書は残されていないもの、おそらくはこの時期に支給が行われていたのではないかと予想される。

### (3) 出征兵士と遺家族への慰問

次に、出征兵士と遺家族への慰問について見ていくことにする。

まず、出征者本人への慰問は、支部長などからの慰問文の発送、あるいは慰問袋の購入が行われていた。

遺家族に対する慰問については、各支部の担当者が遺家族を慰問し、一家族一月あたり一円の金額の範囲内で慰問活動を行うこととなっていた。しかし、一九四四(昭和一九)年の一〇月からは規程が変更され、年で一〇円(一月あたり一円未満)の支給へと減額されることとなった。この減額の理由は、戦争長期化にともなう出征者の激増による財源の不足によるのではないかと考えられる。慰問にあたっては、例えば講演会や観劇会、映画鑑賞会などを開き招待するか、観覧券の配布などで行い、金銭をそのまま手渡すことは基本的に行わなかった。例外的に、劇場・映画館のない地域においてのみ慰問金を渡すこともあった。また、この慰問金の枠内で、遺家族が病氣・出産などがあつた際は見舞金や祝い金の支給を、出征軍人の子弟が学校に入学する際は、教育資金の提供を行つてお

り、金額が不足する場合は本部へと別途請求が行われることとなった。

### 三 専売局応召軍人後援会の財政状況

では、専売局応召軍人後援会の財政状況はどのようなものであろうか。まず、専売局応召軍人後援会の活動のために必要な資金の収入の推移について検討しておこう。先述のとおり、専売局応召軍人後援会は、局員の給与からの(強制的な)拠出によりその運営資金を確保することとなっていた。しかし、局員全体の給与総額は、よほどの増員や局員の残業などをしてしない限りにおいては、ほぼ一定の水準のまま推移するため、給与から一定の比率で拠出された運営資金の拠入金収入もやや微増傾向で推移した。一方で、例えば一九三七(昭和一二)年の召集からはじまる大規模な動員に見られたような、短期間に大量の召集がなされた場合、収支の均衡がとれない状況に置かれていたといえよう。そのために、資金が不足することがあり、「臨時拠出」の体裁で局員の給与より拠出させた。ここでは、通常の「拠出」が給与の〇・五%とすべての局員に平等に賦課されたのに対し、「臨時拠出」では、奏任官・判任官といった高給の者は拠出の割合を高く取る一方で、比較して低給の工員などは割合を低く抑えるなどして、臨時拠出による低給者への経済的負担を緩和するなど、収入に逆比例的な賦課の仕組みを導入するなどの配慮をしなければならなかったのである。このことは、総力戦体制下における国民統合の観点からは、必須の方策であったといわなければならない。

しかし、このような臨時拠出でも戦争激化による軍事援護業務の増大は、財政面での破綻へと向かうこととなった。例えば、一九三七(昭和一二)年九月、一〇月の召集では賤別金の支払いが二二、〇〇〇円にのぼった。この

餞別金のほかに、遺家族への慰問金、応召軍人後援会の事務費などを併せると一三、〇〇〇円弱となるために、九月一〇月分拠出金の通常拠出（俸給の〇・五％）の一、八九五円では財源が不足するため、臨時拠出のかたちで九月には一二、〇〇〇円、一〇月には一、一七三円を追加し、さらに、専売協会共同購買部<sup>91)</sup>より一、五〇〇円の借用を行った。専売局出征軍人後援会の運営は、先述の通り、局員の給料からの拠出によって行われていたため、州庁や市郡の地域単位の団体が州費・市費の補充を受けていたのと同様の、専売局費からの予算補充は行われなかった。しかし、臨時拠出による拠出金の確保のほか、専売協会からの融資を受け得ることができたために、このような急激な出費に対応することができた。

しかし、一九四四（昭和一九）年になり、資金の不足を来したために、同年八月には「連合会」<sup>91)</sup>より一百万円の寄附を受けた。同年一〇月には拠出金の割合が給与の一％へと引き上げられ、専売協会から四、〇〇〇円の建替を受けることとなった。一九四五（昭和二〇）年分の収支資料は残されていないが、さらに逼迫したものであったことが推測できよう。参考までに、一九四一（昭和一六）年度および、一九四四（昭和一九）年度、下半期の拠出金・支出金の金額と推移については表四・表五のとおりである。

以上のように、「専売局応召軍人後援会」は、専売局で働く者全てによって組織され、その組織は、専売局の組織に則した形で本部支部を設置し軍事援護業務を遂行した。そして、高等官から職工まで、すべての階層の局員からの強制的な拠出金により運営され、総督府や州からの補助金なしに運営を行おうとしていた。この理由は専売局員は、出征中も専売局から給与を支払われていたために、遺家族に対する生活扶助・生業扶助を行わなくても良かったこと、また専売局員のみが対象となっていたために、専売局内で財政的措施がなされなければならなかったことにあるのではないだろうか。しかし、設立当時は、しばしば臨時拠出を行ったり、専売協会からの一時的な融資で

奨学資金	遺族養老金	出産祝	その他	支出合計	備考	召集・入営	防衛警備召集待命後 召集による差額支給	防衛警備召集待命	軍夫軍属
			30円5銭	667円56銭	慰問袋・歳末慰問金贈呈・慰霊祭・菓子料				
			9円89銭	734円44銭	慰問袋	2			1
			105円78銭	1,195円28銭	壮行会・慰霊祭	9			
			119円2銭	1,131円2銭	壮行会・市葬・観劇入場券	15			
			324円68銭	1,062円68銭	市葬・連隊葬・遺族内地引揚費立替	4			2
			8円	208円	内地引揚遺族へ銭別金	2			
			686円86銭	1,727円33銭	慰問袋・慰霊祭・灯籠並菓子料贈呈・特別慰問金贈呈・慰霊祭旅費	9			
			354円57銭	1,407円97銭	慰霊祭・観覧券配布・事変三周年見舞贈呈	11			
			17円	342円98銭	壮行会・慰問袋	3			
			92円3銭	416円53銭	慰霊祭・壮行会・映画鑑賞券配布	1			
		20円	310円51銭	1,459円72銭	慰霊祭・銃後強化運動（慰問袋）	1			
			611円66銭	946円60銭	銃後強化運動（慰問袋）・映画入場券・展覧会入場券・遺族生業補助				
			21銭	1,641円31銭	慰問袋・年末慰問金贈呈				
140円		10円	10円70銭	261円70銭		1			
80円	40円		55円55銭	391円55銭	壮行会・乃木精神パンフレット配布	1			
110円				340円					
9円			4円15銭	647円4銭	歌劇会入場券配布				
3円			43円55銭	217円10銭	連隊葬・市葬	1			
130円			427円55銭	3,472円31銭	事変四周年追悼費・精霊祭	39			
			80円10銭	536円10銭	陣中風景絵葉書送付	5			
	80円		219円50銭	1,131円50銭	贈呈用国旗購入・浪曲漫才会・映画入場券	10			
120円		10円	119円25銭	4,049円25銭	贈呈用国旗購入・慰霊祭	70			
			20円	533円		4			
30円	40円		24円	1,512円	贈呈用国旗購入・歳末慰問金配布	3			

			40円37銭	1,702円37銭	盂蘭盆会	28		1	
60円	20円		149円44銭	4,909円06銭	香花料・盂蘭盆会	81	5	5	1
	45円		33円	4,478円96銭	市葬・慰菓子料贈呈・盂蘭盆会	62		23	3
	30円		2円	2,887円50銭		20		9	
			6円47銭	3,068円		16		32	
	60円	20円		14,235円		50	8	65	4

戦死弔慰・・・召集された局員が戦死等した場合に、遺族に支給される金銭  
 遺家族慰問・・・召集された局員の家族に対して、定期的に支給される金銭あるいは物品  
 遺家族弔慰・・・召集された局員の家族が死亡した際に支給される金銭  
 遺家族見舞・・・召集された局員の家族が疾病等になった際支給される治療費・入院費  
 奨学資金・・・召集された局員の子弟が、学費を賄えない状況にあった際に支給される金銭  
 遺族養老金・・・召集された局員が戦死等し、その遺族が経済的に困窮した場合に支給される金銭

表四 1940年から1941年にかけての活動実績

		収入 (拠出金)	銭別	兵士慰問	戦傷病慰問	戦傷病見舞	戦死弔慰	遺家族慰問	遺家族弔慰	遺家族見舞
1940 (昭和15)年	1月	1,102円20銭		10円75銭	50円	50円	345円	181円76銭		
	2月	1,090円11銭	120円	3円55銭	70円	300円	115円	70円	15円	31円
	3月	1,054円46銭	450円		40円	250円	115円	162円	15円	57円50銭
	4月	1,098円78銭	780円			50円	115円	67円		
	5月	1,153円1銭	240円		20円	200円		223円	25円	30円
	6月	1,104円51銭	100円			50円				
	7月	1,240円32銭	450円	161円97銭		100円		287円	15円	26円50銭
	8月	1,118円43銭	550円	184円35銭		150円		129円	15円	25円
	9月	1,137円11銭	150円	99円98銭				61円	15円	
	10月	1,640円44銭	50円			100円		144円		30円50銭
	11月	1,234円90銭	50円	404円21銭	16円	100円		519円	30円	10円
	12月	1,191円55銭		39円44銭	10円	100円		175円50銭	10円	
1941 (昭和16)年	1月	1,229円90銭		847円10銭				794円		
	2月	1,212円23銭	50円	3円				43円		15円
	3月	1,195円64銭	50円					166円		
	4月	1,280円11銭						230円		
	5月	1,356円56銭		586円90銭				15円		32円
	6月	1,330円89銭	50円	39円55銭				81円		
	7月	1,548円91銭	2,050円	426円80銭	50円		115円	273円		
	8月	2,001円45銭	250円			100円		106円		
	9月	1,142円19銭	500円			150円		182円		
	10月	1,556円52銭	3,500円			100円		166円	15円	19円
	11月	1,309円74銭	200円			50円		158円	15円	90円
	12月	1,147円90銭	150円					1,218円	50円	

表五 1944年下半年の活動実績

1944 (昭和19)年	7月	1,665円93銭	1,415円					132円	115円	
	8月	1,389円21銭	4,370円				115円	368円	135円	88円
	9月	11,498円95銭 (寄付金10,000円含む)	3,041円				345円	356円	40円	20円
	10月	2,397円82銭	1,135円					2,066円	55円	75円
	11月	7,695円36銭 (立替金4,000円含む)	1,150円				35円	1,759円		10円
	12月	2,591円48銭	4,140円					9,916円	15円	84円

本表は、「台湾総督府専売局文書」に編纂された、専売局応召軍人後援会本部と各支部との会計文書(請求書・領収書)をもとに作成した。各項目の内容については以下の通りである。

- 銭別・・・局員等が召集された際に応召軍人後援会から支給される金銭
- 兵士慰問・・・戦地の局員へ贈呈される金銭あるいは物品(慰問袋等)
- 戦傷病慰問・・・戦傷病により後送された局員等への慰問金
- 戦傷病見舞・・・戦傷病により後送され、入院している局員等を見舞った際に贈呈した金銭

乗り切ることができたが、戦争の長期化により、戦争末期の一九四四(昭和一九)年の後半には、拠出金の割合を給与の〇・五%から一%へ増額し、不足資金は専売協会に建て替えてもらい、あるいは「連合会」からの多額の寄付を受けなければ、業務を遂行することはできなかったのである。加えて、慰問金の削減を行い支出を減らしていることから、「専売局応召軍人後援会」は戦争の長期化にともない、運営の行き詰まりを見せることとなったのであった。

## 結

本論では、まず第一節において、総力戦下台湾における軍事援護体制の構築について検討してきた。ここでは、日中戦争勃発までの台湾は、比較的「給与所得者が多い」という事情により、軍事援護があまり必要とされてこなかったこと、戦争の勃発に伴って、台湾駐劄の陸軍部隊が派遣されたことにより、軍事援護体制を急速に構築する必要が生じていったことを明らかにした。そのため、州庁や市郡を単位とする「地域単位の軍事援護団体」が設立され、州庁の軍事援護団体が市郡の軍事援護団体を統制することとなった。当初、軍事援護の対象は兵役の義務を負う内地人を中心であるため、活動は内地人が多い市郡を中心であったが、戦争が長期化すると、台湾人の志願兵制度が導入された。これをきっかけとして、街庄(内地の町村に相当)レベルでの軍事援護団体が、台湾島内すべての街庄に設立された。これにより、台湾における軍事援護体制の構築が果たされ、一九四四(昭和一九)年の台湾人への徴兵制適用を迎えたことを明らかにした。

第二節では、台北市に設立された「台北市出征軍人後援会」について検討してきた。ここでは、「台北市出征軍



人後援会」が扶助・医療・慰問を中心として広汎な活動を行ってきたことを明らかにした。その一方で、州庁レベルの軍事援護団体と同じく、その会員はすべての住民ではなく、会の活動目的に賛同する者によって構成されていたこと、会の活動にあたっては、寄付金が募集されたが、財政的基盤に乏しかったことを明らかにした。

第三節では、専売局に設立された「専売局応召軍人後援会」について明らかにした。専売局は官庁であるため、局員らは召集されたとしても、従前通りの給与と所得が確保されるよう制度が整備されていた。それゆえに、遺家族への「生活扶助」を行う必要がないという前提のもと、団体の設立・運営を行うこととなった。

この専売局応召軍人後援会は、局員の給料から強制的に運営資金を「拠出」させることにより安定した財源を確保することができたものの、短期間で大規模に動員が行われ、また戦争の長期化による動員の拡大が行われた結果、資金不足を引き起こすこととなった。一九四四（昭和一九）年後半には、専売局の互助団体である専売協会より融資・立替を受けたり、あるいは「連合会」からの寄付によって捻出しなければ、活動できない状態にあった。

会の活動内容は、基本的に他の団体と、ほぼ同様のものであったが、その活動内容は支部によってまちまちもなっていた。当初は本部が各支部からの請求と各支部への支払いをすべてを統括していたものの、戦争の長期化と、それに伴う業務の増大により、一九四四（昭和一九）年後半からは、各支部に業務を分担させ、不足額を本部から融通する体制へと変化していった。

以上のことから、総力戦期外地における軍事援護体制について、台湾を事例として見た場合、以下のことが指摘できよう。

まず、第一に、台湾における軍事援護体制の構築にあたっては、軍事援護を必要とする内地人のために、外地人である台湾人を組み込んでいくことが困難であったという点である。帝国日本は内地において「隣保相扶」の概念

を構築しようとし、またその実現を国民に求めていた。しかし、外地における「地域単位の軍事援護団体」は、「台北市出征軍人後援会」の事例からも判明するように、構成員は「台北市民」たる内地人・台湾人ではなく、「会の意義に賛同する者」にとどまり、財政的基盤が貧弱であるがゆえに、国費あるいは州費による補助金に依存した運営をせざるを得なかった。すなわち、内地で行おうとした上からの強制的な「隣保相扶」を試みることもできなかった。一方、「官署・企業単位の軍事援護団体」は内地人・台湾人を含めて職員の総員により構成され、強制的に寄附（「拠出金」）を集める体制をとることができた。それ故に、上からの強制的な軍事援護体制の実現を行い得ることができた。

第二に、外地において、植民地人（台湾人）を戦争に動員していく際、内地人と平等に扱わざるを得なくなっていた点である。例えば、専売局応召軍人後援会において、軍人としての召集にあたっては、内地人・台湾人とも同じ金額の餞別金が支給されていた。このことは、帝国日本における台湾人の意識に、深く影響を与えたのではなからうか。

第三に、官庁組織の軍事援護団体であるがゆえに、「生活扶助」を行わなくてよかった「専売局応召軍人後援会」ですら、戦争末期となる一九四四（昭和一九）年の時点で、財政的危機に陥っていたことである。すなわち、「台北市出征軍人後援会」のように、会員は賛同者のみに限られるものではなく、全員の参加かつ、強制的な拠出を行いつつ、財政基盤に恵まれた状況下でありながらも、財政的危機に陥っていたのであった。このことは、戦争末期には、各種の軍事援護団体が、破綻を迎えていたことを示唆しているのではなからうか。

以上の三点から、帝国日本の外地における軍事援護体制の構築は、戦争の進行と激化とともに、その必要性が認識され、内地を前提とした制度が抜本的に改めることはなく内地・外地の差の調整もなしに急速に進められたもの

であったといえる。このことは、総力戦の遂行がそもそも実現できなかったことを意味しているのではなからうか。「専売局応召軍人後援会」に関する詳細な考察、また本論では考察の対象としなかった、街庄レベルの地域単位での軍事援護団体、専売局以外での官署・企業の軍事援護団体、愛国婦人会・在郷軍人会等の各種団体、朝鮮・樺太・関東州といった植民地における軍事援護団体の実態の解明は今後の課題としたい。

\*本論執筆にあたっては、学部生以来の指導教官である、中京大学法学研究科名誉教授檜山幸夫先生に全面的にご指導いただきました。

また、現在の指導教官である中京大学法学部古川浩司先生、その他、中京大学大学院法学研究科の論文中間報告会において諸先生方からの温かいご助言を賜りました。

台湾総督府文書および台湾総督府専売局文書の閲覧にあたっては、中京大学社会科学研究所研究員の東山京子先生よりご助力をいただきました。

これらの諸先生方に対し深く御礼申し上げます。

【註】

- (1) 吉田久一『昭和社會事業史』(ミネルヴァ書房、一九七一年)。池田敬正『日本社會福祉史』(法律文化社、一九八六年)など。
- (2) 佐賀朝「日中戦争期における軍事援護事業の展開」、『日本史研究』第三八五号、一九九四年、三七頁～五七頁。
- (3) 一ノ瀬俊也『近代日本の徴兵制と社会』吉川弘文館、二〇〇四年。
- (4) 郡司淳『近代日本の国民動員』「隣保相扶」と地域統合。刀水書房、二〇〇九年。

- (5) 例えば、在郷軍人会に関しては、庵途由果「朝鮮における帝国在郷軍人会」(松田利彦・陳延媛編『地域社会から見る帝国日本と植民地 朝鮮・台湾・満洲』同朋舎、二〇一三年、六九頁〜九八頁)、愛国婦人会に関しては、広瀬玲子「植民地朝鮮における愛国婦人会 併合から満洲事変までの軍事援護と救済活動」(今西一・飯塚一幸『帝国日本の移動と動員』大阪大学出版会、二〇一八年、二七五頁〜三〇六頁)など。
- (6) 本論では、第三節で検討する官署・企業により設立される軍事援護団体と区分する関係上、道府県あるいは都市町村といった、地方行政区域を基本として設立される軍事援護団体を「地域単位の軍事援護団体」と呼称する。
- (7) 本康宏史「台湾における軍事的統合の諸前提」(台湾史研究部会編『日本統治下台湾の支配と展開』中京大学社会科学研究所、二〇一四年、三九三頁〜四四四頁)、近藤正己「徴兵令はなぜ海を越えなかったのか?」(浅野豊美・松田利彦編『植民地帝国日本の法的構造』信山社、二〇〇四年、一八三頁〜二四四頁)など。
- (8) 大江志乃夫「徴兵令」(岩波書店、一九八一年)、同「植民地戦争と総督府の成立」(『岩波講座 近代日本と植民地2 帝国統治の構造』(岩波書店、一九九二年)。近藤正己「台湾における植民地戦争」(坂本悠一『地域のなかの軍隊7』吉川弘文館、二〇一五年)など。大江氏は「植民地戦争」を「植民地の獲得や支配への抵抗運動との戦争」としている。(前掲「植民地戦争と総督府の成立」)。
- (9) 小沢隆司「植民地法制 法史における帝国主義」(石川一三夫、中尾敏充、矢野達雄編『日本近代法制史研究の現状と課題』弘文堂、二〇〇三年、二六五〜二八〇頁)。
- (10) 山中永之佑「『韓国併合』と皇族・家族制度の変容 「一九一〇年体制論」の意義」(『阪大法学』第六三卷第三・四号、二〇一三年、三七七〜四一九頁)。
- (11) 遠藤芳信『近代日本軍隊教育史研究』青木書店、一九九四年、五〇九頁〜五一五頁。
- (12) 「鉄道部応召軍人後援会事業の概要」(台湾鉄道会『台湾鉄道』第一二二号、一九三八年、一〇四頁〜一〇七頁)、「部内応召軍人武運長久祈願祭」(台湾通信協会『台湾通信協会雑誌』第一九七号、一九三八年、一〇〇頁〜一〇一頁)。
- (13) 前掲「鉄道部応召軍人後援会事業の概要」一〇四頁。

- (14) 日露戦争あるいは第一次世界大戦、シベリア出兵時に州庁・市郡や街庄レベルで軍事援護団体が設立されたという事例は筆者の管見の及ぶ限り確認されていない。
- (15) 台湾総督府文教局社会課『支那事変一周年に顧みる 台湾軍事援護事業の概況』一九三八年、二頁。
- (16) 台湾総督府文教局『台湾に於ける軍事援護事業の概況』一九四〇年、二頁。
- (17) 同上二頁。
- (18) 同上二頁。
- (19) 同上二六頁。
- (20) 同上二六頁。
- (21) 同上二七頁〜二八頁。
- (22) 軍事援護は「法律による援護」と、道府県や都市町村の団体、愛国婦人会といった団体による「法律によらない援護」が存在する。法律による軍事援護の対象は限られており、その対象に当てはまらない者を「法律によらない援護」によって支援することとなっていた。
- (23) 前掲『台湾に於ける軍事援護事業の概況』二頁。
- (24) 「今次事変二関シ出動又八心召セル軍人二関スル軍事扶助等ノ件」(『台南州報』第一三九八号、昭和二年八月一四日、二〇五頁)。
- (25) 「今次事変二関シ出動又八心召セル軍人二関スル軍事扶助等ノ件」(『台南州報』第一四〇八号、昭和二年九月四日、二二二頁)。
- (26) ここでいう「州庁」は、州の本庁をさすものではなく、一九二〇(大正九)年以降の台湾の地方行政機構である五州三庁をさす。以下、本論では内地の道府県に相当する「五州三庁」を「州庁」と呼称する。
- (27) 前掲『台湾に於ける軍事援護事業の概況』五頁。
- (28) 同上六頁。
- (29) 「軍事扶助台湾委員会結成 九月一日より実施」(台湾社会事業協会『社会事業の友』第一〇六号、一九三七年、一一

- 二頁～一六頁)。
- (30) 台湾総督府官房情報課『大東亜戦争と台湾』一九四三年、八四頁。
- (31) 前掲『台湾に於ける軍事援護事業の概況』七頁～八頁。
- (32) 「台北州軍事扶助後援会ニ対シ州費補助認可指令案」(昭和一二年国庫補助永久保存第九十四卷台北州費補助認可関係書 第一九文書、簿冊番号一〇七三五、台湾総督府公文類纂)。
- (33) 前掲『台湾に於ける軍事援護事業の概況』七頁。
- (34) 同時期に朝鮮総督府においても軍人援護会への統一が図られている。
- (35) 前掲『大東亜戦争と台湾』八四頁。
- (36) 同上、八四頁～八五頁。
- (37) 同上、八五頁。
- (38) 同上、八五頁。
- (39) 同上、八六頁。
- (40) 同時に「台北州関係職員戦病死傷者弔慰会」も組織されている。「軍事後援の完璧を期す 台北州で新たに二つの会を組織」『台湾日日新報』第一三九〇号、昭和一二年一〇月二二日、七面)。
- (41) 「台北州軍事扶助後援会ニ対シ州費補助認可指令案」前掲。
- (42) 軍事援護の勅語とともに下賜された内帑金を全国で分配したものの。
- (43) 雑収入は、預金利子である。
- (44) 「台北州軍事扶助後援会ニ対シ州費補助認可指令案」(昭和一三年国庫補助永久保存第十四卷 第二〇文書、簿冊番号一〇八五四、台湾総督府公文類纂)。
- (45) 昭和一三年二月二三日に中華民國空軍およびソ連空軍志願隊によって行われた松山飛行場空襲の犠牲者と考えられる。(都留俊太郎「台湾空襲」『地域のなかの軍隊』植民地 吉川弘文館、二〇一五年、八〇頁～八四頁)。
- (46) 「軍人援護会台北州支部州費補助認可」(昭和十五年国庫補助永久保存第十四卷 第一文書、簿冊番号一〇八八九、台

湾総督府公文類纂。

(47) 「出征軍人後援会 台北市で結成」(『台湾日日新報』第一三四六五号、昭和二年九月一七日、七面)。

(48) 台北市役所社会課『台北市出征軍人後援会誌』一九四一年、六三頁。

台北市出征軍人後援会会則

第一条 本会ハ台北市出征軍人後援会ト称ス

第二条 本会ノ事務所ハ台北市役所社会課内ニ置ク

第三条 本会ハ軍事扶助台湾委員会ト連繫ヲ保チ台北市内ニ於ケル支那事变ニ出征セル軍人(軍属及徴用人夫ヲ含ム以下同シ)ノ遺家族並ニ傷痍軍人同遺家族ニ対シ後援扶助ヲ為スヲ目的トシ概ネ左ノ事業ヲ行フモノトス

一 生活扶助

二 医療及助産扶助

三 生業扶助

四 慰藉弔問

五 其ノ他必要トスル事項

第四条 本会ハ前条ノ趣旨ニ賛同スル者ヲ以テ組織ス

第五条 第三条ノ事業ヲ行フ為メ左ノ部ヲ設ク

総務部

財務部

扶助部

医療部

慰問部

第六条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

役員八名誉職トス

一 理事 若干名

内一名ヲ理事長三名ヲ常務理事トス

二 監事 若干名

三 評議員 若干名

第七条 理事長ニ八台北市長ノ職ニ在ル者常務理事ノ内一名八台北市助役ノ職ニ在ル者ヲ推シ他ノ一名八理事中ヨリ理事長之ヲ委嘱ス

其ノ他ノ理事及監事ハ評議員会ニ於テ選舉ス

第八条 理事長ハ本会ヲ代表シ会務ヲ總理ス

第九条 常務理事ハ理事長ヲ補佐シ常務ヲ統理ス理事長事故アル時ハ理事長ノ指名スル者其ノ職務ヲ代理ス

第十条 理事ハ会務ヲ掌理シ監事ハ会務ノ執行ヲ監査ス

第十一条 評議員ハ理事長之ヲ委嘱ス

第十二条 本会ニ左ノ職員ヲ置キ理事長之ヲ囑託又ハ命免ス

一 部長 五名

二 副部長 六名

三 委員 若干名

四 幹事 若干名

五 書記 若干名

部長又ハ副部長ハ理事ヲ以テ之ニ充ツ、部長ハ部務ヲ掌理シ副部長ハ部長ヲ補佐シ部長事故アル時ハ其ノ職務ヲ代理ス  
委員ハ評議員ヲ以テ之ニ充テ部務ニ從事ス

幹事ハ部長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ処理ス

書記ハ上司ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ従事ス

第十三条 理事長ハ重要ナル事項ヲ評議スル為メ評議員会ヲ開キ其ノ議長トナル、評議員会ノ議事ハ出席者過半数ヲ以テ



之ヲ決ス、可否同数ナル時ハ議長之ヲ決ス

第十四条 理事長ハ業務遂行上必要ト認メタル場合理事会ヲ開催ス

第十五条 本会ノ經費ハ寄付金、補助金其ノ他ノ収入ヲ以テ之ニ充ツ

第十六条 本会ノ會計年度ハ四月一日ニ始リ三月三十一日ニ終ル

第十七条 本会ハ支那事变落着ト共ニ解散スルモノトス

第十八条 本会ニ必要ナル細則ハ理事長之ヲ定ム

(49) 各部の分掌に関しては以下の通りである。(前掲『台北市出征軍人後援会誌』六十五頁、六十七頁)。

総務部

一、各部ノ統制連絡ニ関スル事項

一、庶務文書ニ関スル事項

一、予算ニ関スル事項

一、役員ノ進退及身分ニ関スル事項

一、出征軍人並傷痍軍人ノ家庭状況調査ニ関スル事項

一、慰恤思想ノ普及ニ関スル事項

一、他ノ部ニ属セザル事項

財務部

一、資金調達ニ関スル事項

一、決算ニ関スル事項

一、会計ニ関スル事項

扶助部

一、生活扶助ニ関スル事項

一、相談世話ニ関スル事項

- 一、生業ノ保護斡旋指導ニ関スル事項
  - 一、児童保護、育英ニ関スル事項
  - 一、諸給与ニ関スル事項
  - 一、其ノ他扶助ニ関スル事項
  - 医療部
    - 一、居宅診療ニ関スル事項
    - 一、入院診療ニ関スル事項
    - 一、看護人、付添人世話ニ関スル事項
    - 一、助産ニ関スル事項
    - 一、其ノ他医療助産ニ関スル事項
  - 慰問部
    - 一、慰藉弔慰ニ関スル事項
    - 一、慰安会、葬儀、慰霊祭ニ関スル事項
    - 一、弔慰金品贈与ニ関スル事項
    - 一、其ノ他弔慰ニ関スル事項
- (50) 前掲『台北市出征軍人後援会誌』二九三頁。
- (51) なお、一九三九(昭和一四)年度の製作は出征表示旗のみ。一九四〇(昭和一五)年度は「出征表示旗」と「従軍旗」の内訳が示されており、それぞれ二、四五〇円と四〇〇円であった。
- (52) 表示旗及び門標の贈呈そのものは在郷軍人会に委託していたことが理由として考えられる。
- (53) 「戦没者の家庭へ頌徳記念牌 台北市出征軍人後援会が」(『台湾日日新報』第一三五六四号、昭和二年二月二五日、第一一面)。
- (54) 同上。

- (55) 前掲『台北市出征軍人後援会誌』口絵。
- (56) 製作個数と制作費から、一個あたりの作製費は一〇円、一三円、一五円、二二円八五銭と上昇し続けていることがわかる。なお、一九四一(昭和一六)年度以降の資料は残されていないが、銅という貴重な資源を使用していることから、さらに高騰していたと予想される。
- (57) 前掲『台北市出征軍人後援会誌』二九三頁。
- (58) 表三では台北市在住の朝鮮人・外国人は省略した。人口の典拠が、一九三五(昭和一〇)年であるのは、日中戦争前の市内の町毎の内地人・台湾人の数が記載された統計で、最も近い時期のものであるためである。
- 国勢調査は、実際は、七四ある「町」「大字」をもとに集計されているのに対し、「区」は、人口の多寡などから、一つの「町」を 町第一区、第二区と分けたり、複数の「町」を合同して、連合区とするなどして、七一区となっている。そのため、一部の「区」は、「町」と揃えるため合算した。
- なお、西町連合区は入舟町・龍山寺町・有明町・新富町第一区の連合区であるが、新富町第二区の人口が含まれているため、実際の人口より多い。
- (59) 残念ながら応召軍人後援会の運営を行う上での文書類、また本部が各支部に発出したであろう通知や指令に関する文書類は、会計に関する簿冊に編綴されたもの以外残されていない。会計資料・遺家族調査資料のほか、関連するものとして応召軍人後援会の文書件名簿、会計簿冊台帳総目録のうちの応召軍人後援会に関する簿冊目録が存在する。
- (60) ただし、一九四二(昭和一七)年の七月・八月・十一月・十二月分は欠落している。「会計簿冊台帳総目録之応召軍人」(専売局公文類纂会計簿冊台帳総目録永久保存)第八件、簿冊番号一一六〇七、台湾総督府専売局公文類纂)では、この四ヶ月分は欠落していることから、簿冊台帳を作成した時点で失われていたのではないかと考えられる。
- (61) 明治三四年勅令第一一六号「台湾総督府専売局官制」(官報)第五三六五号、明治三四年五月二四日、四三三頁。
- (62) のちに酒・燃料などの専売も管掌することとなる。
- (63) 黄昭堂『台湾総督府』教育社歴史新書 日本史 一四七、教育社、一九八一年、八二―八三頁。

- (64) 専売局『台湾の専売事業』昭和十三年版、一九三八年、四、八頁。
- (65) 九月七日に台湾守備隊の応急動員による上海派遣が命令され、一日には台湾守備隊に動員が下令されている。(防衛研究所『戦史叢書 支那事变陸軍作戦 1』付表1)。
- (66) 専売局『台湾の専売事業』昭和十二年版、一九三七年、四頁。
- (67) 台湾総督府内務局地方課『台湾地方制度法規輯覧』一九三八年、七五頁。
- (68) 官吏とは本来判任官以上の待遇の者をさすが、雇・傭人・囑託のほか、工手・職工をはじめとする様々な職種で雇用される者も総督府やその付属各官署に奉職しているため、本論ではこれら判任官以下のもも含めて便宜上「官吏等」と呼称する。
- (69) 明治三十七年勅令第二〇六号「文官ニシテ陸海軍ニ召集セラレタル者ノ俸給支給ニ関スル件」(『官報』第六三六三号、明治三十七年九月一三日、三二二頁)。
- (70) 「応召軍人給料宿舍料及月額旅費支給取扱方各課長及各官署長宛依命通牒」(『昭和十四年会計台湾総督府専売局公文類纂 会計永久保存第一冊』第四文書、簿冊番号〇一三五五、台湾総督府専売局公文類纂)。
- (71) 昭和一七年勅令第七八二号「戦時勤勉手当給与令」(『官報』号外(一)、昭和一七年一月一日、六四頁)。
- (72) 「官庁職員ノ待遇改善ニ関スル件ヲ定ム」(『公文類聚』第六十六編・昭和十七年・第五ノ一卷』第九文書、国立公文書館、Ref. A14100973400)。
- (73) 昭和一八年訓令第一号「台湾総督府部内職員戦時勤勉手当支給規程」『台湾総督府官報』第三三五号、昭和一八年一月一七日、三五頁)。
- (74) 台湾総督府内務局地方課『台湾地方制度法規輯覧』一九三八年、七五、七六頁。
- (75) 「本府職員ニシテ出征シタル者ノ陞等、昇給賞与其ノ他ノ給与ニ関スル件」(昭和二年一〇月一四日人甲二五九一号)。

一 戦死、戦傷死、病死又ハ戦傷病死ノ為退職スル場合ハ本人在職中ノ成績並ニ事実ノ程度ヲ参酌シ左ノ例ニ依ル

イ 高等官ノ陞等昇給及判任官ヨリ高等官ヘノ名誉陞格ハ具体的事実アリタル都度考慮ス

- 口 嘱託、雇員其ノ他ヨリ判任官ヘノ名誉陞格ハ其ノ資格アル者ニ限り之ヲ陞格セシムルコトヲ得
- ハ 判任官以下ノ昇級ハ一般危篤ノ場合ニ準ス
- ニ 賞与ハ退職ノ場合ニ準シ算出シタル額ニ其ノ十分ノ五ヲ加算シタル額以内トス
- ホ 文官トシテノ死亡賜金ヲ給ス
- ヘ 死亡賜金ノ給与ヲ受ケサル職員ニ対シテハ死亡当時ノ俸給又ハ給料ノ月額ヨリ其ノ十五分ノ五ヲ控除シタル額ノ三分以内ヲ左ノ辞令式ニ倣ヒ其遺族ニ之ヲ給ス、遺族並其ノ順位ハ文官死亡賜金給与ノ例ニ依ル
- (辞令式省略)
- ト 内申書ニハ軍ノ正式ノ通知書ヲ添付スヘシ
- (76) 「戦死職員ニ対スル特別賜金給与ニ関スル件」(昭和十八年 恩給扶助) 第四五文書、簿冊番号〇四四七九、台湾總督府專売局公文類纂。
- (77) 同上。
- (78) 「池之上四郎雇昇格戦死」(昭和十八年九月 人事書類) 第三一文書、簿冊番号一二五三四、台湾總督府專売局公文類纂。なお、この昇格・賞与の報告書類は九月二七日付のものではあるが、專売局の收受印は一月二日付であるため、先述の死亡賜金給与内申の直前(死亡賜金給与内申は一月二日付收受)に行われたものである。
- (79) 日給一円九五銭で月俸五八円五〇銭となり、その三分の一が控除された三九円の三ヶ月分となる。
- (80) 「棚瀬信人戦死」(昭和十八年自四月至五月 人事書類) 第六九文書、簿冊番号一二五三一、台湾總督府專売局公文類纂、「特別賜金給与願進達ノ件(棚瀬信人 海軍省へ)」(昭和十八年恩給扶助) 第四四文書、簿冊番号〇四四七九、台湾總督府專売局公文類纂。
- (81) 九月一〇日、專売局本局裏庭で行われた、第二回応召軍人歡送会において、專売局長が設立の宣言を行い、また会則が読み上げられた。
- (82) 「專売局応召軍人後援会に就て」(台湾總督府專売局『台湾の專売』第一六号、昭和十二年一〇月二五日、八七〜九〇頁)。

- (83) 前掲「鉄道部応召軍人後援会事業の概要」。
- (84) 前掲「部内応召軍人武運長久祈願祭」。
- (85) 前掲「専売局応召軍人後援会に就て」なお、本規定は昭和十二年一月六日に改正されたものである。先述のとおり、専売局応召軍人後援会に関する資料は、会計資料が中心であるために、開設当初の規程（「昭和十二年十月分収支証憑書」  
「収支証憑書 自昭和十二年九月二十二日 至全十三年二月九日」第三文書、簿冊番号一〇一四三、台湾総督府専売局文書 に所収）は、規程を作成する際の資料ではなく、印刷業者に規程印刷を発注した際の完成見本として綴られたものである。一九三九（昭和十四）年二月時点での規程も、「必要卜認ムル事項」としての出費を行うための根拠として規程書が綴られたにすぎない。一九三七（昭和一二）年九月の設立時の規程は、一ヶ月もたないうちに一部改正されたこと、一九三七（昭和一二）年一〇月六日改正の規程と一九三九（昭和十四）年二月時点の規程は内容が同一であることから、ここでは一九三七（昭和一二）年一〇月六日改正の規程を掲載した。
- (86) 設立時の支部は、本局の庶務課・塩脳課・煙草課・酒課および、台北・新築・台中・嘉義・台南・高雄・屏東・花蓮港・神戸・基隆・大湖・集集・埔里・鹿港・布袋・北門・烏樹林・六龜・澎湖・台東・玉里の支局と、煙草工場（台北）・酒工場（台北）・樹林工場・南門工場（台北）に設置された。
- (87) 「支那事变出征軍人軍属戦死又八傷病疾病二因り死亡シタル弔慰二関スル内規総務長官通牒」（「台湾総督府専売局公文類纂昭和十二年度庶務永久保存第二冊」第二文書、簿冊番号〇一一九八、専売局公文類纂）。
- (88) 「昭和一九年八月醸出金」（「昭和十九年下半期 応召軍人後援会証憑書」第二文書、簿冊番号一〇一七九、台湾総督府専売局公文類纂）。
- (89) 「昭和一九年一〇月支出」（「昭和十八年十、十一月 収支証憑書 台湾総督府専売局応召軍人後援会」第二文書、簿冊番号一〇一七六、台湾総督府専売局公文類纂）。
- (90) 台湾専売協会は昭和十二年五月に設立され、従業者の大部分を会員とし、会員の和協親睦・相互救済・精神の修養・身体の保険・技術の練磨・諸施設の充備により専売事業の堅実なる進展を目的とした組織であった。
- (91) 原資料には、「連合会」のみとしか記載がされていない。おそらく、専売品の小売人組合の連合会（台湾島内全体での

連合)ではないかと考えられる。